

請願・陳情 がオンライン提出できるようになりました！

市政に関する意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

請願・陳情はいつでも受け付けていますが、各定例会の開会日 10 日前までに議会事務局にて受付し、議長が受理したものを、その定例会で取り扱います。

これまで、請願書や陳情書の議会への提出は、書面に限られていましたが、これに加え、オンラインでも提出できるようになりました。



オンライン提出をするには

●申請方法 「市議会ホームページ（請願・陳情）」または「市ホームページ（電子申請）」から手続きしてください。

※個人で提出する場合、マイナポータルによる本人署名のため、マイナンバーカードが必要となります。

※法人で提出する場合は、商業登記電子申請書の取得が必要となります。

請願書の提出には紹介議員が必要です。なお、オンライン提出の場合は、議会事務局にて紹介議員への確認をした後、正式な提出となります。

詳細は、沼津市議会ホームページをご覧ください。



沼津市議会
ホームページ

2校の高校生から請願が提出されました

採択

請願第 1 号

24 時間利用可能な自動体外式除細動器（AED）の普及・啓発を求める請願

オンライン提出
第 1 号

採択

請願第 2 号

通学路等のさらなる安全対策に関する請願



▲請願書を議長へ手渡す高校生

上記 2 件の請願は、所管の委員会で審査され、その後、本会議において採択されました。

発議

※発議とは、議会の会議において、議員が議案を議長に提出することをいいます。

発議第 1 号 沼津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正

刑法等の一部を改正する法律など、関連法律の施行に伴い、所要の改正等を行うものです。

この発議は、令和 7 年 3 月 17 日に全会一致で可決しました。